

阿寒国立公園における 阿寒生態系維持回復事業計画及びオンネトー湯の滝生態系維持回復事業計画 の概要

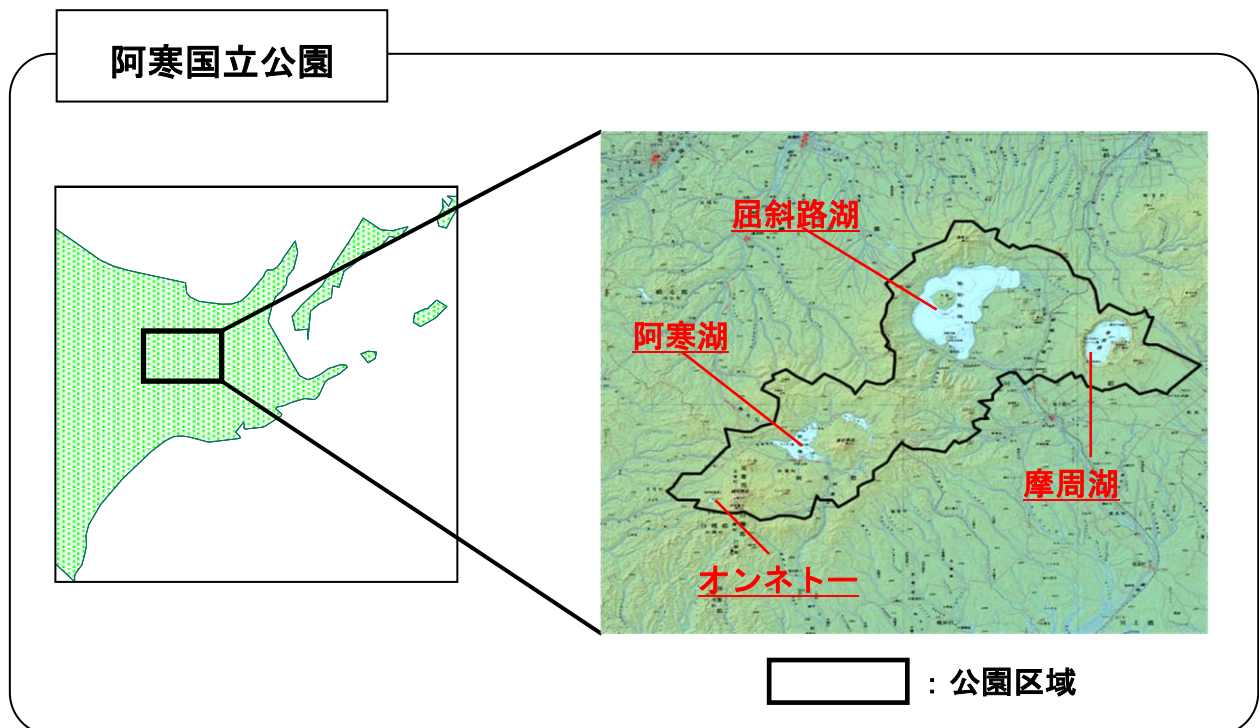
1 経緯

阿寒国立公園は北海道の道東中央部に位置し、屈斜路・阿寒火山帯の活動によってできた阿寒、屈斜路及び摩周の3つのカルデラ地形を基盤とした、火山と森と湖が織りなす豊かな原生的景観を有する公園である。

本公園では、平成25年3月12日から平成29年3月31日までを計画期間とし、国立公園全域を対象として、エゾシカの増加による森林生態系等への被害の軽減を図るため「阿寒生態系維持回復事業計画」を、オンネトー湯の滝地区を対象として、外来魚（ナイルティラピア、グッピー）による池沼生態系への被害の軽減を図るため「オンネトー湯の滝生態系維持回復事業計画」をそれぞれ策定し、計画に基づく事業を実施してきた。

この結果、エゾシカの日周行動や主要な越冬地及び食害の状況を把握し、オンネトー湯の滝地区では、外来魚の生息が目視されない状況になるなど、対策は着実に進行している。

このたび、計画期間が終了することから、これまでの対策を踏まえた新たな、生態系維持回復事業計画をそれぞれ策定するものである。



2 阿寒生態系維持回復事業計画の概要

(1) 生態系維持回復事業計画の名称

阿寒国立公園 阿寒生態系維持回復事業計画

(2) 生態系維持回復事業計画の策定者

農林水産省、環境省

(3) 生態系維持回復事業計画の計画期間

平成29年4月1日から目標が達成されるまで

(4) 生態系維持回復事業の目標

エゾシカによる影響の把握及び周辺地域も含めた情報収集等を行うとともに、エゾシカによる自然環境への影響を低減するための効果的な対策を検討・実施することで、阿寒国立公園の生態系の維持及び回復を図る。

(5) 生態系維持回復事業を行う区域

阿寒国立公園全域

(6) 生態系維持回復事業の内容

- ①生態系の状況の把握及び監視（モニタリング）
- ②生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動物の防除
- ③動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
- ④生態系の維持又は回復に資する普及啓発
- ⑤前各号に掲げる事業に必要な調査等に関する事業

(7) 生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

- ①生態系維持回復事業計画の評価及び見直しに関する事項
- ②生態系維持回復事業の実施に関連する計画との連携に関する事項
- ③生態系維持回復事業の実施体制に関する事項

3 オンネトー湯の滝生態系維持回復事業計画の概要

(1) 生態系維持回復事業計画の名称

阿寒国立公園 オンネトー湯の滝生態系維持回復事業計画

(2) 生態系維持回復事業計画の策定者

環境省

(3) 生態系維持回復事業計画の計画期間

平成29年4月1日から目標が達成される日まで

(4) 生態系維持回復事業の目標

温泉水の抜き取りや冷水の引込み、その後の一定期間の監視（モニタリング）等を行い、外来魚の完全駆除を達成することにより、オンネトー湯の滝地区の生態系の維持又は回復を図る。

(5) 生態系維持回復事業を行う区域

オンネトー湯の滝地区

(6) 生態系維持回復事業の内容

- ①生態系の状況の把握及び監視（モニタリング）
- ②生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動物の防除
- ③生態系の維持又は回復に資する普及啓発
- ④前各号に掲げる事業に必要な調査等に関する事業

(7) 生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

- ①生態系維持回復事業計画の評価及び見直しに関する事項
- ②生態系維持回復事業の実施体制に関する事項

※詳細は、阿寒生態系維持回復事業計画（環境省原案）及びオンネトー湯の滝生態系維持回復事業計画（環境省原案）を参照